

市町村地域福祉計画の概要

[根拠法]

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」（策定努力義務）

[目的]

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備するもの。

[計画期間]

概ね5年

現行計画（北九州市の地域福祉2021～2025）について

【基本理念】

地域の特性を生かした地域共生のまちづくり

【計画期間】

令和3年度～令和7年度（5年間）

【計画の位置付け】

- ・ 市基本計画の分野別計画
- ・ 高齢、障害、児童その他の福祉の共通事項を記載する上位計画（下支え計画）
- ・ 民間の立場から地域福祉活動を促進する市社協の「地域福祉活動計画」と連携して推進

現行計画（北九州市の地域福祉2021～2025）について

【基本理念】

【基本目標】

【地域で目指すこと】

地域の特性を生かした
地域共生のまちづくり

支え合いの
気持ちを
育もう

- ◆地域福祉について関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解する
- ◆家族や親族をはじめ、身近な人との支え合いや助け合いを大切にする
- ◆地域の課題を自分自身のこととしてとらえる
- ◆あいさつや、簡単な声かけ、地域のイベントへの参加など、できることから始める
- ◆地域で活動している人に協力し、支援する

ボランティアの
育成など

支え合いの
輪を
広げよう

- ◆日常的に地域の人が交流できる場所や機会をつくる
- ◆支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する
- ◆地域での活動に参加する
- ◆地域活動団体、支援機関等の中で情報共有をはじめとする連携を深める
- ◆災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

ボランティアの
活動支援など
(いのちネット、民生委員等)

支え合いの
輪に
つなげよう

- ◆わかりやすい情報提供を推進する
- ◆地域住民の複合・複雑な課題に対応するための包括的な相談支援の体制をつくる
- ◆制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
- ◆地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

福祉サービスの情報
提供、相談支援など

次期地域福祉計画について

1 計画の位置付け 法定計画、本市の分野別計画として策定

法定計画として策定

- ・ 社会福祉法 第107条
(市町村地域福祉計画)

関連指針・計画と連携して策定

- ・ 総務市民局
地域コミュニティビジョン
- ・ 市社会福祉協議会
北九州市地域福祉活動計画

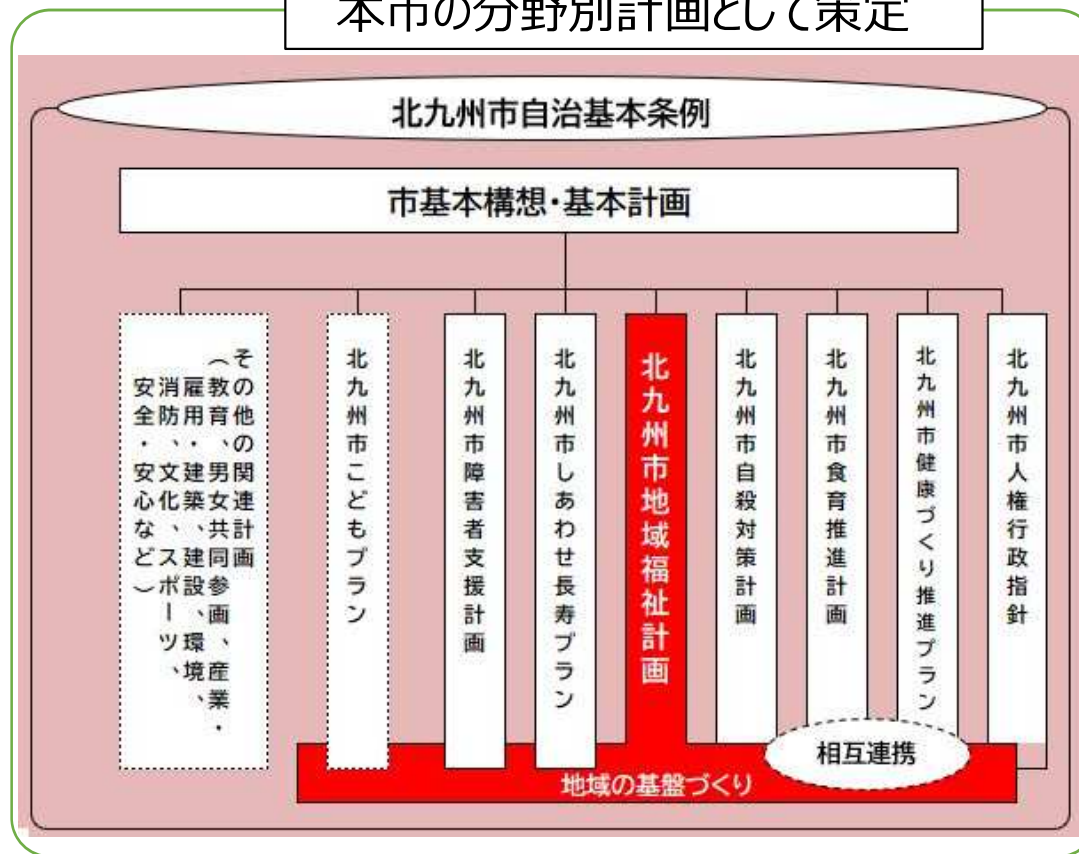
2 策定について

次期地域福祉計画策定懇話会などから意見聴取しながら検討を進める。

3 スケジュール(予定)

- ・ 令和7年11月～8年12月 懇話会の開催
- ・ 令和8年12月 常任委員会報告 (計画素案)
- ・ 令和8年12月 パブリックコメントの実施
- ・ 令和9年2月 常任委員会報告 (パブコメ結果・計画最終案)

本市の分野別計画として策定



現行計画・次期計画の計画期間について



現行計画の計画期間は令和7年度までのため、本来であれば7年度中に次期計画を策定し、8年度から次期計画を開始するところである。

しかし、総務市民局において策定中の「北九州市地域コミュニティビジョン」（令和7年度末に報告書とりまとめ予定）で定める将来像も踏まえ、共助の仕組みについて議論するため、現行計画の計画期間を1年延長し、次期計画は9年度からとする。

【地域コミュニティビジョン】

目指す地域コミュニティの将来像やその実現に向けた方向性等を含めた「骨太の方針」。
 ビジョンは、(1)望ましい未来像を描き、そこから逆算して課題を解決する、(2) 3つの視点（「必要に応じて現状から変化していく」、「関係者の垣根を越えて接続・連携・協働」、「自ら良くなっていくような好循環を生む仕組み」）を大事にする、(3)市民性・気質を踏まえた議論を進めていくことをポイントとして具体化することとしている。

厚労省「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
「地域共生社会のあり方検討会議」の検討状況

市・新ビジョン 基本構想 第4章「安らぐまち」の実現＝誰もがつながるアットホームなまち

(略)多様性を認め合いながら、地域のつながりを感じることができる「暮らしの安心」(後略)

2 暮らしの「安心」を支える

- (1)多様性を認め合う文化のまちづくり
- (2)誰もが安心して暮らせる環境づくり
- (4)地域におけるコミュニティ活動などの活性化
- (5)生涯現役に向けた活動などの活性化

北九州市しあわせ長寿プラン(R6～8)

ビジョン:高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に
暮らすことができるまち

北九州市障害者支援計画(R6～11)

基本理念:障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり

北九州市子どもプラン(R7～11)

基本理念「こどもまんなかcity」の実現

次期計画の策定体制

1 策定懇話会

地域団体、NPO・ボランティア団体、企業、有識者等で構成

2 総務市民局との協議

地域コミュニティビジョンと方向性を一にし、整合を図る。

3 北九州市社会福祉協議会との協議

地域福祉活動計画と方向性を一にし、整合を図る。

次期計画に記載する内容（法定）

1 地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉共通の取組み

地域づくりの圏域、地域拠点の整備、官民協働の促進、制度の狭間の課題対応等

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

相談支援体制の整備、適切なサービス利用の仕組み、権利擁護

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

多様なサービスの振興・参入促進、地域貢献

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

ボランティア・NPO等の支援、地域福祉活動への住民参加促進、人材の養成

5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の整備

住民主体の地域課題解決の環境整備、地域での相談体制、多機関協働の相談体制

北九州市地域福祉計画策定懇話会について

① [目的]

次期北九州市地域福祉計画の策定に係る意見聴取

② [構成]

地域福祉に係る識見や専門知識を有する者

③ [任期]

委嘱日から令和9年3月31日まで

④ [根拠規定]

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

(令和3年3月31日付厚労省社会・援護局長他通知)

第三 地域福祉計画の策定ガイドライン 1 (2)②地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

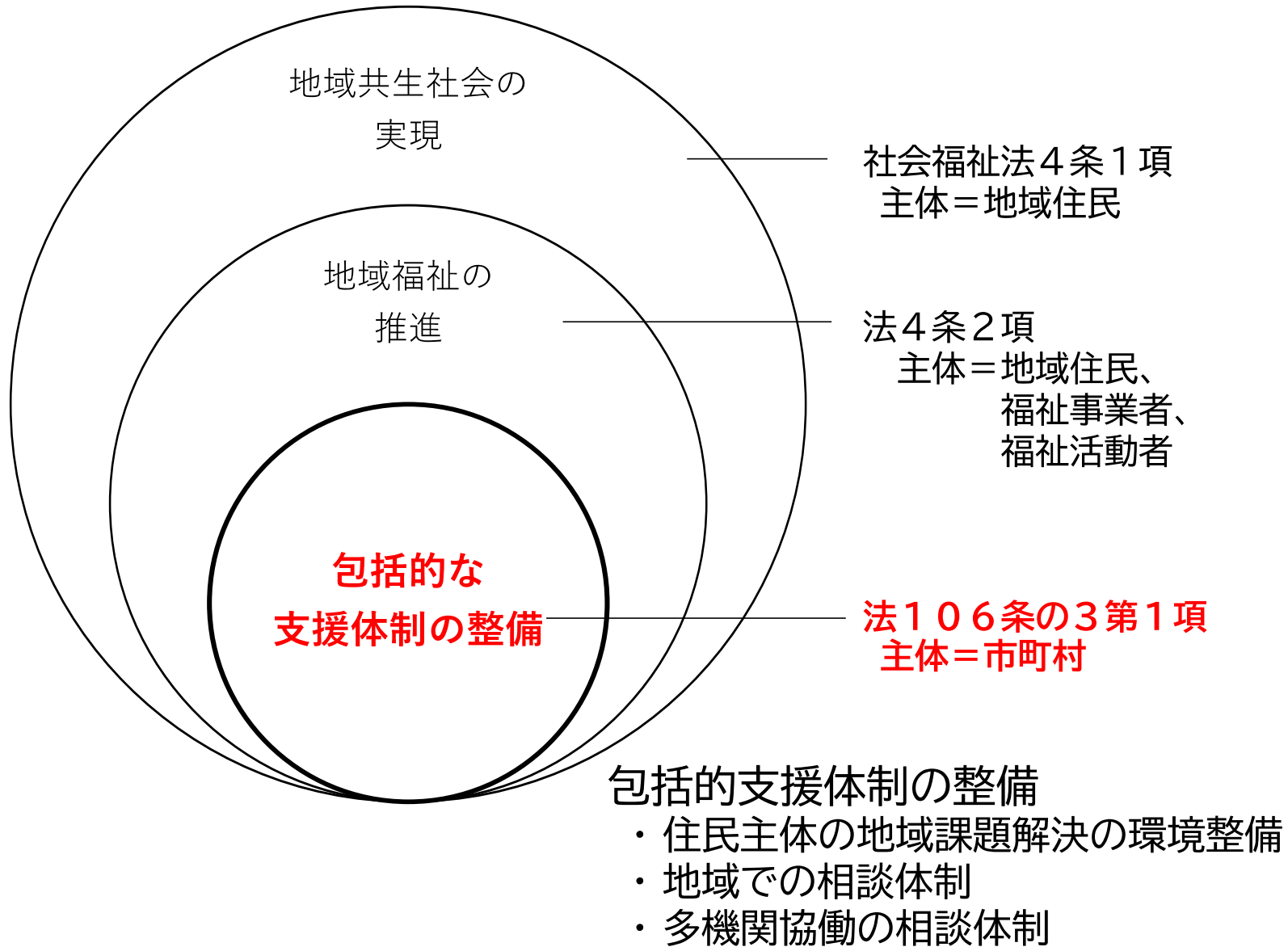
⑤ [開催回数]

7回 (予定)

北九州市地域福祉計画策定懇話会構成員

No.	所属	氏名
1	油屋 和	Z世代課パートナーズ (九州栄養福祉大学食物栄養学科 助手)
2	大久保 大助	NPO法人KID 's work 代表理事
3	川崎 三英子	北九州市民生委員児童委員協議会 副会長
4	河津 陽三	一般社団法人北九州青年会議所 監事
5	坂本 規久子	NPO法人BeWith 理事長
6	遠山 昌子	一般社団法人生き方のデザイン研究所 代表理事
7	中間 あやみ	NPO法人抱樸 希望のまち事業部長
8	藤原 大樹	社会福祉法人北九州福祉会 特別養護老人ホームサン・グリーンホーム 施設長
9	都城 俊彰	小森江東まちづくり協議会 事務局長 (小森江東校区社会福祉協議会 前会長)
10	村山 浩一郎	公立大学法人福岡県立大学社会福祉学科 教授
オブザーバー	平野 謙太	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 地域福祉部長

「包括的支援体制の整備」の位置付け



北九州市地域福祉計画と北九州市地域コミュニティビジョン

北九州市地域福祉計画

市町村地域福祉計画で定める事項 (社会福祉法第107条第1項)

- 1 地域における福祉共通の取組み
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用
 - 3 地域における社会福祉事業の健全な発達
 - 4 地域福祉活動への住民の参加の促進
- 5 包括的な支援体制の整備
- 地域生活課題の相談を受け止める体制
 - 住民主体の地域課題解決の環境整備
 - ・ 地域福祉活動への住民参加促進支援
 - ・ 交流拠点の整備
 - ・ 研修の実施
 - 多機関協働の相談体制

北九州市地域コミュニティビジョン

北九州市地域コミュニティビジョン 検討会議で協議されている取組

- 地域の連携・協働機能の強化
- 地域団体の目的や役割のスリム化・効率化
- デジタル技術の活用
- 地域型循環システムへチャレンジ
- 地域の拠点・居場所の確保



北九州市地域福祉計画と北九州市重層的支援体制整備事業実施計画

北九州市地域福祉計画

北九州市重層的支援体制整備事業 実施計画

**市町村地域福祉計画で定める事項
(社会福祉法第107条第1項)**

- 1 地域における福祉共通の取組み
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用
- 3 地域における社会福祉事業の健全な発達
- 4 地域福祉活動への住民の参加の促進

5 包括的な支援体制の整備

- 地域生活課題の相談を受け止める体制
- 住民主体の地域課題解決の環境整備
 - ・ 地域福祉活動への住民参加促進支援
 - ・ 交流拠点の整備
 - ・ 研修の実施
- 多機関協働の相談体制

包括的な支援体制を整備するための施策
重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の枠組み

- 包括的相談支援
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援
- 多機関協働